



平成24年11月29日

所沢市議会議長 浜野 好明 様

所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会

会 長 廣 瀬 克 哉

議員定数の算出根拠等について（答申）

平成24年5月14日付け所議第129号で諮問がありました標記の件について、  
本審議会は慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。



議員定数の算出根拠等について  
( 答 申 )

平成 24 年 11 月

所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会

# 目 次

はじめに	1
I 本審議会の活動について	2
1 調査・検討の方針	2
2 本審議会の活動経緯	3
II 法制度上の地方議会議員定数の扱い	4
III 所沢市議会議員定数の推移	5
IV 他の自治体の議員定数の実態	6
V 議員定数に関する所沢市議会議員の見解	7
1 選挙公報における議員定数公約の確認	7
2 アンケート調査の実施	7
3 議員ヒアリング・意見交換	9
VI 他の自治体における議員定数の検討結果について	12
VII 所沢市議会のあるべき定数について	13
1 基本的な考え方	13
2 所沢市におけるあるべき議員定数のあり方	16
答申の提出にあたって	18
～資料編～	19

## はじめに

これまで、市町村議会の議員定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）において、その人口に応じた一定の基準（法定数又は法定上限数）が示されていた。

こうしたなか、平成23年8月に施行された地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）により、いわゆる法定上限数が撤廃された。

このことは、市町村議会がその置かれている地域の状況等に応じ、市町村の裁量により条例で議員定数を定めることができるようになったということであり、その根拠を何に求めるかが大きな鍵となってくる。

そこで、本審議会は、所沢市議会からの諮問を受け、所沢市議会として相応しい議員定数を算出するための基礎となる根拠について、人口や予算規模など所沢市と同等又はそれ以上の自治体の状況をはじめ、所沢市議会の現状など、各種の資料をもとに、平成24年5月からこれまで3回の審議会を開催するとともに、議員アンケートや各常任委員会等の正副委員長ヒアリングを行うなど、慎重な審議を重ねてきた。

本答申は、その結果をまとめたものである。

## I 本審議会の活動について

### 1 調査・検討の方針

市議会及び議長の要請に応えるべく、本審議会は、分権化と地方自治体をとりまく社会経済情勢が構造的に転換期を迎える状況下で、議会の役割が一層重要となる中、所沢市議会が議会改革を通して、議会活動の活性化と議会機能の強化のために取り組んでいる実態を踏まえた上で、以下のような方針の下に、議員定数の適正な水準とその根拠などを客観的、専門的な立場から調査・検討することとした。

(1) 法制度上の扱いを確認する。

地方議会議員の定数が、どのような法的根拠にもとづいて、どのような取り扱いになっているのかを確認する。

(2) これまでの所沢市議会における議員定数を確認する。

所沢市議会議員の人数は、条例上の定数も、また、欠員による実数も少しずつ変化しながら今日に至っている。これまでの条例定数と実数について確認する。

(3) 他の自治体の議員定数の状況について確認する。

近隣市や中核市、特例市など、規模や諸条件において所沢市と類似性の高い自治体における議員定数について確認する。

(4) 議員定数に関する所沢市議会議員の見解を把握する。

ア 公約

平成23年に実施された市議会議員選挙における選挙公報等により、現在の議員が選出された選挙における、議員定数に関する公約を把握する。

イ 議員アンケート

全議員に対するアンケートにより、あるべき市議会議員定数に関する議員の意見を明らかにする。

ウ 正副委員長ヒアリング

市議会の各常任委員会および広聴広報委員会の正副委員長にヒアリングを行い、あるべき市議会議員定数に関する見解を把握する。なお、本審議会に出席し、説明等を行う機会のある議会運営委員会の正副委員長はヒアリング対象外とした。

(5) 議員定数のあり方を検討した先行事例を調べる

議員定数のあり方について検討し、結論を得ている他自治体の議会の事例を調べる。

## 2 本審議会の活動経緯

本審議会は、本答申の作成に当たり、平成24年5月14日の第1回から10月22日の第3回まで会議を行った。会議は所沢市議会の委員会室において、公開で行われた。

また、平成24年6月に議員アンケート調査を行い、その途中の平成24年6月14日に、10人の正副委員長からの個別ヒアリング（非公開）を行い、議員定数と議会の活動実態、代表性等についての意見の聴取を行った。

## Ⅱ 法制度上の地方議会議員定数の扱い

地方議会の議員定数については、前記のとおり地方自治法により規定されてきた。このうち、市町村の議会の議員定数については、同法第91条に規定され、人口5万未満の市及び人口2万以上の町村が30人から、人口30万以上の市が48人とされ、人口30万以上50万未満の市にあっては人口10万、人口50万以上の市にあっては人口20万を加えるごとに各、議員4人を増し、100人をもって定限とする。

なお、前項の法定限度を超えることはできないが、条例で特に増減できる旨規定されていた。

その後、昭和40年3月29日の「市町村の合併の特例に関する法律（法律第6号）」により、市町村合併が行われた際の議会の議員の定数に関する特例や議会の議員の在任に関する特例等の改正が行われたが、大きな改正としては、平成11年7月16日の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（法律第87号）」による地方自治法の改正である。

この改正により、いわゆる「法定数」であった市町村の議会の議員の定数が、「法定上限数」とされ、各市町村の人口に応じた区分ごとに示された人数（法定上限数）の範囲内で、条例により議員定数を定めることとなった。

なお、平成23年の地方自治法改正によって法律による定数の制約はなくなり、条例により自治体の任意の判断で適切と思われる議員定数の設定が可能となった。

このことは、議員定数のあり方について、各自治体はもとより議会が置かれている状況等を踏まえ、何らかの検討等を行い、その結果を市民に対して説明できるようにしておくことが必要になったと言える。

### Ⅲ 所沢市議会議員定数の推移

議員定数は、前記のとおり地方自治法により、人口に応じた法定数又は法定上限数が示されており、所沢市議会では「所沢市議会議員定数条例（平成 13 年条例第 56 号）」により、議員定数を 36 人としている。

さて、所沢市の市制施行は、昭和 25 年 11 月 3 日であり、当時の人口は 52,188 人（国勢調査人口）であった。この所沢市議会第 1 期（昭和 25 年 11 月 3 日～昭和 26 年 4 月 30 日）の議員定数は、地方自治法第 91 条第 1 項の規定に基づき、30 人（現数 28 人）であった。

その後、第 3 期（昭和 30 年～昭和 34 年）には、人口が 5 万人を超え、議員法定数は 36 人となり、第 9 期（昭和 54 年～昭和 58 年）には、人口が 20 万人を超え、議員法定数は 44 人となった。

しかしながら、昭和 57 年第 3 回定例会で、「所沢市議会議員の定数を減少する条例について」の請願を賛成多数で採択し、同年第 4 回定例会で、「所沢市議会議員の定数を減少する条例制定について」を賛成多数で可決し、議員定数を 40 人とした。

第 11 期（昭和 62 年～平成 3 年）には、平成 2 年第 3 回定例会において、当時の市長から、議員定数を 40 人から 30 人とする、同条例の一部改正議案が提出され、賛成少数で否決された。その後、18 人の議員から同じく一部改正議案（議員定数 4 人削減）が提出され、賛成多数で可決され、36 人となった。

第 12 期（平成 3 年～平成 7 年）には、所沢市の人口が 30 万人を超え、地方自治法上の議員法定数は 48 人となったが、いわゆる減数条例により 36 人を維持した。また、平成 11 年 7 月 6 日の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）」において、それまで法定数であった議員定数について、区分の細分化とともに、人口に応じた法定上限数へと改正され、人口 30 万以上 50 万未満の市は 46 人となった。

この改正を受け、所沢市議会では、平成 13 年第 4 回定例会で、「所沢市議会議員定数条例の制定について」の議案が、議員提出議案で提出され、全会一致で可決し、平成 15 年 1 月 1 日以降の一般選挙から適用することとなった。また、「所沢市議会議員の定数を減少する条例」については、廃止された。

第 15 期（平成 15 年～平成 19 年）には、議員定数を削減する議員提出議案が、また、第 16 期（平成 19 年～平成 23 年）には、同様な請願及び現状維持の請願が提出されたが、いずれも可決あるいは採択とならず、現在に至っている。

なお、平成 19 年には、市長選挙に伴い 2 人の議員が辞職するとともに、平成 21 年には、公職選挙法違反で 1 人が辞職するなど、実質上、33 人の議員により、市民の意見反映を含めた議会運営が行われた時期もあった。



#### IV 他の自治体の議員定数の実態

他の自治体の議員定数の現状については、人口規模、権限の面で類似性の高い特例市、中核市と、埼玉県内の市について調査し、比較検討した。中核市においては概ね人口が多ければ多いほど議員数が多い傾向が明確であるのに対して、特例市においてはばらつきが大きいことが確認された。議員1人当たりの人口は、人口が増えるほど多くなる傾向があり、その中で、所沢市の現在の議員定数にもとづく議員1人当たりの人口は9,530人で、特例市における人口34万人の自治体としては標準的な数字であることが確認された。

埼玉県内の市の議員定数を確認すると、人口規模が最も所沢市に近い川越市でも同数の36人であり、次いで人口が近い越谷市(人口33万人)は32人である。他方、人口20万人台の市の議員定数は32人が2市(熊谷市、春日部市)、30人が2市(上尾市、草加市)である。議員1人当たりの人口が所沢市よりも多いのは、さいたま市(人口124万人)、川口市(人口58万人)、越谷市(人口33万人)の3市だけであり、越谷市が全県でも突出して、人口に対して少ない議員定数としていることが確認できた。

このように、所沢市の現在の議員定数は、人口との比率という観点では、全国的にみても、また、県内の条件を参照しても、概ね標準的なものであることが確認できた。

## V 議員定数に関する所沢市議会議員の見解

### 1 選挙公報における議員定数公約の確認

現在の議員が選出された平成 23 年 4 月の所沢市議会議員選挙における、議員定数に関する公約の状況を把握するため、選挙公報を確認した。立候補者 46 人中 14 人の候補者が議員定数の削減を公約しており、1 人が市民参加による見直しを公約し、増員を公約した者はいなかった。定数削減を公約した候補者のうち、当選した 1 人を除く全員が具体的な人数は示さない形での削減の公約であったことが確認できた。なお、具体的な数を挙げた 1 人の公約は 24 人への削減である。

選挙の結果、当選者 36 人中 12 人が削減の公約者、1 人が市民参加による見直しの公約者、23 人が定数に関する公約をしなかった者であった。なお、この時の選挙における削減を公約した候補者の得票数は 4 万 394 票（按分票四捨五入、有効投票総数の 36.2%）であった。

選挙結果に示されている民意を解釈するならば、議員定数削減を求める一定の強い世論があるが、それが圧倒的というわけではなく、削減を強く求める意見と、削減を強く求めてはいない意見が市民の中でも拮抗している状況にあると見ることが出来る。

### 2 アンケート調査の実施

所沢市議会における議員定数の適正水準を検討するにあたり、議員として実際に現在の所沢市議会の活動に従事している上での認識を把握するため、議員アンケートを実施した。

#### (1) アンケート調査の概要

- ア 調査対象 所沢市議会議員
- イ 調査方法 無記名アンケート
- ウ 自由記述 議員定数について文章で自由に記述
- エ 実施期間 平成 24 年 6 月 6 日から 6 月 14 日まで
- オ その他 調査結果は審議会において整理・集約したものを公表

#### (2) 調査結果の概要

回答率 100%（対象議員 36 人、回答議員 36 人）

#### (3) 集計結果の概要

現状よりも増やすべきと回答した議員 6 人、現状よりも減らすべきとした議員 18 人、現状通りとすべきと回答した議員 10 人、増減について未記入の議員 2 人であった。減らすべきと回答した議員のうち、人数を明記しなか

った2人と、24人と回答した1人を除く15人は、32人から35人と回答しており、最も多数だったのは33人であった。増やすべきと回答した議員のうち、4人が36人から40人程度と回答し、2人が40人と回答した。

自由記述欄には、削減の意見の議員からは市の財政状況に言及する者が多く、また、前期の議会において欠員が生じ最少で33人での議会運営となっていたが、その際に支障があったわけではないとの見解を述べるものが散見された。

削減以外の意見の議員からは、定数よりも先に、議会や議員の役割、在り方についての検討を行うべきとの意見があった。また、前期の議会の欠員状態については、マイナスの評価があった。

なお、議員定数の削減論、非削減論のいずれの立場からも、将来において議員を増やすことができる仕組みも検討しておくべきとの意見があった。市民の代表として行政をコントロールする役割を担う議会を、強化、拡充しなければならない場面も将来にあり得ることと想定しての意見であった。

#### (4) アンケート結果の分析

現状の定数を維持ないし増やすべきだと考える議員と、削減すべきだと考える議員に二分されている。削減を主張する議員のうちちょうど半数が前期において欠員が最も多かった時期の議員実数33人程度をあげ、他の7人もその前後32人から35人の範囲を回答している。

#### ※アンケート集計

現状よりも増やすべき		現状よりも減らすべき		現状通り	未記入
36~40人	4	24人	1	10	2
40人	2	32~33人	1		
		33人	8		
		34人	5		
		34~35人	1		
		人数未記入	2		
6		18		10	2
					36

### 3 議員ヒアリング・意見交換

アンケートでは、望ましい議員定数について端的に問うとともに、自由記述欄を大きく取り、個々の議員の多様な意見を把握できるように工夫をしたが、論点の選択が回答者に委ねられており、審議会委員として尋ねたい論点についての回答が得られるとは限らないことから、議会運営の要の役割を担っている、各常任委員会と、広聴広報委員会の正副委員長 10 人を対象に、1 人 30 分程度のヒアリングを行い、参加の審議会委員との率直な意見交換を行った。

#### (1) 実施状況

平成 24 年 6 月 14 日（木）10：00～15：30

#### ヒアリング対象議員

総務常任委員会	委員長	杉田 忠彦 議員	議員歴 2 期
	副委員長	福原 浩昭 議員	議員歴 2 期
教育福祉常任委員会	委員長	吉村 健一 議員	議員歴 2 期
	副委員長	青木 利幸 議員	議員歴 1 期
市民環境常任委員会	委員長	末吉 美帆子 議員	議員歴 2 期
	副委員長	松本 明信 議員	議員歴 1 期
建設水道常任委員会	委員長	石井 弘 議員	議員歴 2 期
	副委員長	近藤 哲男 議員	議員歴 1 期
広聴広報委員会	委員長	石本 亮三 議員	議員歴 2 期
	副委員長	荻野 泰男 議員	議員歴 2 期

#### (2) 意見概要

##### (1) 議員定数

- 現状でほぼ適正
- 定数は維持し報酬で削減する方が望ましい
- 定数削減を公約した
- 定数と報酬の双方の削減を公約した。
- 定数、報酬の見直しは公約には含めなかった
- 前期に欠員で 33 人だったこともあるので、33、4 人に削減と公約
- 選挙時には大幅減の公約をしたが、その後地域住民の声を反映する仕組みの整備が遅れていることなどを考慮すると、すぐに大幅削減は望ましくない。
- 人数は明示せず削減を公約した。現在は 33 人が適当と考えている。
- 多様性の確保のためにはある程度的人数は必要だが、多すぎると議論を

しづらくなる面もある。現状程度が適正ではないか。

- 「市民受け」のみを狙った定数削減は望ましくない。
- 削減しすぎると選挙での競争が激しくなり、選挙目当ての議員活動をする傾向が生じないかが心配である。
- 働く議会であれば定数はある程度多くて良いのではないか。

#### (2) 地域等の多様性と議員定数の関係

- 人口が少ない地区からはあまり削減すると議員が選出できない
- 現実には人口が少ない地区からの議員が少ないとは限らない
- 行政区11、小学校区32、中学校区15などを考慮すると、30程度は必要。
- 多様性の確保のためにはある程度の人数が必要
- 地域の多様性を考えると、削減するとしても4人程度が限度ではないか
- 色々な階層から議員が出るべき。あまり削減しすぎるとそれを阻害する面があるのではないか。
- 議員の中から多様な意見を聞くことで発見があり、気づかなかった論点に気づくなどのメリットが大きい。

#### (3) 常任委員会数と議員定数の関係

- 常任委員会数は現状の4が適切（ヒアリング対象者大方の意見）
- 常任委員会をより細分化しても、それだけの専門性を議員がもてないのが現状ではないか。
- 1常任委員会は8人でも問題はないと考える
- 前期に8人の常任委員会と9人の常任委員会があったが、議論の多様性や活発さに若干の影響は出ると感じた。9人がベター。
- 削減するとすれば1常任委員会1人減、議長を加え33人か。

#### (4) 前期の欠員状態の評価

- 特に問題はなかったため、定数を33人まで削減しても大丈夫と判断
- 常任委員会に8人の委員会ができたが、9人とは若干差を感じたので、1委員会9人を維持すべき。

#### (5) 人口と議員定数の関係

- 人口1万人あたり1人程度の定数が適切ではないか。
- 今後若干なりとも人口増の可能性もあり、現時点であまり減らしてしまうと人口増に見合う定数増ができないのではないか。

(6) 事務局強化の必要性と議員定数・事務局職員定数について

- 現状ではかなり過酷な勤務となっており、強化は必要
- 現状でちょうど良いのではないか
- 事務局の価値を高めるべき

(3) ヒアリング結果の分析

アンケート結果と同様、現状の定数を維持ないし増やすべきだと考える議員と、削減すべきだと考える議員に二分されている。議員就任前の選挙時の公約では大幅な定数削減を主張していた方の中にも、当選後ある程度の人数は必要であると見解を修正された例もある。削減の必要性を求める意見を持つ議員のなかにも、議員の多様性や、さまざまな属性の人から、また、市内の各地域から議員が選出されてくることが必要であり、そのためにはあまり大幅な削減は望ましくないという意見が示されている。

議会の政策判断の大半を実質的に担うのは常任委員会であるが、常任委員会数については全員が現状の4が望ましいという意見であった。委員会の構成員数については、9人と8人との実質的な差はないのではないかと、という意見と、8人よりも9人の方が意見の多様性や議論の活発さにおいて優位であるという意見の両方があった。この点での意見の差が、下記の欠員状態時の議会活動についての評価の差にもつながっていた。

前期の欠員による実数33人についての評価は、議会の機能は特に損なわれなかったという見解と、議論の活発度において若干の差が生じたという見解の両方が存在した。削減を主張する意見のうち大半は、前期において欠員が最も多かった時期の議員実数33人程度をあげる例が多かった。

議員定数と議会事務局体制は直接の関係がある論点ではないが、議会にかけられる費用に一定の限界があるなかで、議員定数削減によって生まれた余裕を活用して議会事務局の強化（人員増など）に充てるべきだという意見があるかどうかを確認するため、議会事務局の強化についての意見を尋ねた。結果としては、事務局の業務負担が増えているとの認識は一般的であったが、議員定数の削減と事務局の充実を結びつけた意見は出なかった。

## VI 他の自治体における議員定数の検討結果について

議会に附属機関等を設置して、議員定数についての検討を行った先行例として、会津若松市議会、福島町議会（北海道）の例を参照し、検討を行った。議会の審議を中心とする諸々の活動の充実という観点から、議員定数を検討しており、常任委員会数や、委員会の構成委員数などを考慮しての結論が導かれていることが確認された。

## Ⅶ 所沢市議会のあるべき定数について

IからⅥの検討結果を踏まえ、所沢市議会のあるべき議員定数について検討をした結果、以下のように答申する。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 現在の定数を検討の基礎とする

所沢市議会の現在の定数は、同規模の市議会、地域性が類似している周辺自治体の議会などと比べて、大幅に多いわけでも、少ないわけでもない。また、これまでの議会の活動については、近年の議会改革が全国の市議会の中でも高く評価されており、定数が多すぎることや少なすぎることによる重大な弊害が生じているとは認められない。したがって、現在の定数を、今後のあるべき定数の検討にあたって基礎とし、それをよりよくするための定数を探るという方針で議論を行った。

#### (2) 市民の代表性を確保する

憲法が地方自治体に必置している地方議会は、複数の議員によって構成される合議制の代表機関として、住民意思を反映した自治体の意思決定を行うことを期待されている。所沢市議会においてそれを実現するためには、市民の多様な意見や利害を縮図のように反映した議員集団を構成することが望まれる。現行の市議会議員選挙の制度を前提とすると、全市を一区とする大選挙区制をとっており、基本的には多様な代表が選出されやすい制度となっているが、同時に地域的な人口分布と定数分配が連動していないため、選挙の状況によっては人口が少数の地域については、その事情に通じた議員が選出されてこない可能性もある。現行の市議会議員の選挙制度は、一定数の定数を確保することが、選出される議員の多様性にストレートにつながってくる制度だといえる。

現在の議員構成の下では、人口分布の少ない地域に居住する議員も相当数選出されているが、現行の選挙制度を前提として人々が投票している結果として、現在の定数の下では地域的な多様性は確保されているといえるだろう。

そのことを前提として今後のあるべき議員定数を考慮すると、一気に大幅に少ない議員数にすることは、議員の多様性を損なう危険性があると判断され、望ましくない。現在の状況をよりよくするために、増減のどの方向に向けて、どの程度変更していくことが望ましいのかを検討していくことが妥当である。



(3) 望ましい審議と議会活動に必要な人的資源を確保する

議員数によって、設置できる常任委員会数や、その委員数が影響を受ける。市議会が期待される機能を十分に発揮するためには、充実した委員会審議が実現されなければならない。

常任委員会数が少なくなることは、一つひとつの常任委員会が担当する政策の範囲が広がることを意味しており、限られた審議時間と委員のマンパワーを、より幅広く、件数の多い議案の審査に割り当てるようになることを意味している。市議会として期待される、レベルの高い政策的知見を持って深く議案審議をするためには、いくつの常任委員会が分担するのが望ましいのかを検討しなければならない。

また、一つの委員会に何人の委員が所属するかによって、委員会審議に反映される観点の多様さの度合いは変わってくる。市議会の政策審議の実質的な舞台は常任委員会である。その議案審議にあたって、多様な意見が提出され、議案の論点、争点がさまざまな観点から立体的に検証されることが期待される。合議制代表としての議会が自治体の重要な意思決定を担うことが望まれるのは、市民の多様な意見、観点にもとづいた審議と判断が行えるからであり、実質的な政策判断の場である委員会における委員の多様性の確保は重大である。

このように、望ましい常任委員会数と、必要とされる委員数から、議会に必要な議員定数はある程度絞り込まれることになる。議会が、期待される機能を発揮するために必要最低限の議員数は、このような観点から検証しなければならない。

また、議会改革の進展にともなって、所沢市議会では近年、議会報告会や政策討論会の実施、積極的な議員（委員会）修正案の作成とそれに対する市民意見の聴取と反映の手段の実施など、新たな議会活動も活発に展開されている。さらに、議会活動の広報の充実と、市民意思の把握のための広聴機能の強化のために広聴広報委員会が設置され、議会と市民をつなぐためのさまざまな活動が実行されている。これらの活動を議員は担っており、その成果が近年メディアや研究機関によって高く評価されている。これは議会活動のあり方として望ましいことであり、今後の議員定数は、このような活動を支えるに足るだけの人的な資源を確保することも考慮して設定されなければならない。

なお、(2)の「市民の代表性を確保する」の視点にも通じることであるが、議員は市民が自分たちの代表として自治体に送り込み、行政のチェックや、政策内容の吟味を経た上での決定などを担う人材である。市民の多様な意見を反映する複数の議員によって、多角的な視点から合議を行いながら、その

役割を果たすことが議員には期待されている。

議員定数を財政状況と直接関連づけて議論がなされる場合もあるが、議会費の割合は所沢市の一般会計に対して 0.8%程度であり、議員定数の削減による直接的な財政効果は自ずと限界がある。その一方で、議員がチェック、吟味する市の財政全体の規模は一般会計だけでもその 100 倍以上の額であり、特別会計を含めると更に大きい。その財政全体に対する市民の多角的な視点からのチェック、吟味の機能が損なわれないようにすることも、議員定数について判断する際のもうひとつの重要な論点である。定数の見直しは、住民自治の水準を低下させないことを前提条件としてはじめて行われるべきことである。

#### (4) 当面の情勢下での政治的判断の余地を判断する

他方で、経済情勢や人口の高齢化に伴う市税収入の減少傾向や、近い将来に予測されている人口減少に直面するなか、将来においても持続できる体制を確保するためにも、所沢市政には持続的な行政改革が不可避の状況下にある。それにともなって議会にかかる経費についても、その権能を維持するための必要最小限でまかなっていくことが期待される。また、市政のチェック役として厳しい改革を迫っていくためにも、議会自らが費用対効果に意識的であり、すべての費目について見直していく厳しい政治姿勢を示すことが求められている。議会費という小さな費目での見直しをひとつの梃子として、市財政全体に対する改革を実現していくという観点である。

(1)から(3)の観点から導き出されるあるべき議員定数は、現状に対してより望ましい定数の追求を通して導き出すべきものと位置付けられる。他方で(4)の観点から期待される議員定数は、特定の状況のもとで、住民自治の確保とのバランスに配慮しながら政治的な効果を追求することによって導き出されるべきものと位置付けられる。この両者の間にはズレが生じる。その間の折り合いをどうつけるかについても、判断が求められている。

## 2 所沢市におけるあるべき議員定数のあり方

### (1) 議会活動の充実のために求められる議員定数

議会活動の充実という観点から、まず常任委員会数と、各委員会に確保すべき委員数について検討する。

常任委員会は近年一貫して4委員会を維持してきている。この数は、同規模の他の自治体においても一般的な数である。また、これをより多くすべきという意見も、より少なくすべきという意見も、議員アンケート、ヒアリングにおいては出されなかった。また、4常任委員会体制の下で取り組まれた近年の議会改革の成果が高く評価されており、現状を維持していくことには一定の合理性があると認められる。

委員会数を増やすことによって、より専門的に深い審議を実現するという方向での改革も想定できるが、委員会数の増は、一人一人の議員が担当する委員会審査で扱う議案の範囲はより細分化されることも意味している。また、委員会数の増によって複数の常任委員会が同一時間帯に並行して審議を行うことになれば、議会が審議している案件の全体像が、議員にも見えづらくなるという問題点も発生する。

これらを総合的に判断すると、今後においても4つの常任委員会をもつ体制を維持していくことが望ましい。

委員会ごとの委員数は、現状では9人となっている。この人数を維持すべきなのか、減じて委員会審議の充実度には影響がないかどうかを検討した。

たまたま前期の議会においては、欠員の発生により最も少ない時期には議員数が33人となり、常任委員会は概ね8人体制となった。前から在任していた議員の意見を聴取した結果は、意見が二分されていた。8人の委員会は9人の委員会に比べて意見の多様性や、議論の活発さにおいて若干劣っていたという意見が出された一方で、8人と9人で特に委員会の機能には違いがなかったという意見もあった。各議員は1つの常任委員会にしか所属しないので、たまたまその回答者の所属した委員会での経験を反映している可能性もあり、また、どのような政策的な観点に立つ議員かによる違いである可能性もある。このように、見解の分かれたことではあるが、少なくとも一定数の議員から、9の方が望ましいとの意見が出されているという点を考慮すると、1委員会9人を維持する方が、より望ましいと判断される。

また、現在の市議会議員の仕事は常任委員会以外にも多様に展開されている。議会全体で行う議会報告会、政策討論会があり、また、広聴広報委員会の活動が広がり始めている。これらは、常任委員会にも所属しながらこれらの役割も担う。これらの活動は、今後さらに活発化していくことが期待されるものであ

り、それらを担っていくために必要な人的資源を議会に確保することが求められる。委員会の人数としても必要最低限ぎりぎりであるよりも、余裕を持ってこれからの議会活動のさらなる充実を支えられる体制を維持できる水準を確保することが望ましい。

以上を総合して、議会活動の充実のために最も望ましい議員定数は、9人で構成する4常任委員会を確保する定数と考える。

なお、所沢市議会では、議長は常任委員会委員となっているが、実質的には委員会審査に参加しないことが慣例となっており、議長の役割に照らしてそれは適切なことであると判断される。したがって、あるべき議員定数は37人となる。

## (2) 当面の情勢下における議員定数についての判断

1、(4)の観点からは、現状よりも多少なりとも定数を削減することによって、市政全体の行財政改革に対する議会としての強い政治姿勢を示すことが期待される。ただし、議会として最低限確保すべき活動の充実は犠牲にすべきではない。したがって、定数を削減するとしても最低限確保すべき定数を検証しなければならない。

その点では、実際に欠員が生じていた時期の状況を参照することが有効である。最少で33人の議員数になっていた前期の後半において、議会活動全般の活発度や、発揮された議会の機能について、相対的な機能の低下があったという評価もみられたが、致命的な問題があったという指摘はなかった。また、外部から高く評価された議会活動は、この時期のことでもあった。その点から、1委員会8人、議長を加えて33人という定数でも、議会の権能が致命的に損なわれることはないということが言えるだろう。(1)に述べたように、37人がより望ましいが、当面の情勢下の政治的な姿勢を示すことの必要と効果もまた、無視することのできない論点である。

以上から、当面の政治的な判断として若干の定数減をおこなう場合には、33人を下限とすることが望ましい。

なお、委員のなかには、市民感情等を考慮した場合、議員定数の削減は必須であると強く主張する意見があった。

また、議会において定数を最終的に定める採決にあたっては、各議員の賛否を明らかにする観点から、記名投票で行うべきであるという意見もあったことを申し添えておきたい。

## 答申の提出にあたって

以下、答申の提出にあたり、今後の議員定数の確定に向けてのプロセスに対する本審議会としての見解を記しておきたい。

このたびの所沢市議会からの本審議会への諮問は、議員定数の算出根拠という大変な難問であったが、所沢市議会のこのたびの取組みは、議員定数のあり方を検証し、決定していこうとするものであり、それを議員だけで議論するのではなく、外部性を持った審議会での議論を踏まえて行われたものである。客観性の確保という観点からも、市民意見の反映と市民への説明責任を果たすという観点からも、大変意義深いものであったと評価している。

審議会で議論するなか、さまざまな資料が提供され、また、議員全員へのアンケートや各常任委員長等へのヒアリングを通じて議員定数を議論するうえでの判断材料と、踏まえるべき論点について一つのヒントが示せたのではないかと考えている。

しかしながら、この答申で示した議員定数の算出根拠等、特に常任委員会数及び市民意見が反映でき、かつ委員会における審査を深めるといった観点での委員定数を根拠とする考え方は、ある面では、全国共通の一つの方向性を示すものとなり得るとも考えるが、それぞれ自治体により地域特性などが異なるため、本答申は、直接的には所沢市議会限定の固有のものとして捉えていただきたい。

今後、所沢市議会では、本答申を踏まえ所沢市議会として相応しい議員定数の協議を進めていくことになるだろうが、議員定数の増減は、単に議会だけの問題にとどまらず、市政全般にわたり影響が出てくるものと考えられ、そして、それは、最終的に市民生活にも跳ね返ってくるということにもなるだろう。

所沢市議会が制定した所沢市議会基本条例（平成21年条例第1号）の前文に謳われている「積極的な情報の公開を通じて説明責任を果たし、議会諸活動への市民参加のもと」「市民の負託に応えられる議会」といった基本的な考え方はもとより、議員報酬と議員定数の決定プロセスについて特段の規定をして、市民意見を聴取するため公聴会および参考人制度を「十分に活用する」としている。こうしたことから、この答申を受けて、すぐに議員だけで決着をつけてしまうのではなく、市民意見の聴取の機会をもっていただきたい。

～ 資料編 ～

1	所沢市議会の議員定数の推移等について	21～26
2	議員定数及び常任委員会の状況（中核市・特例市・埼玉県内各市） .....	27～29
3	一般会計予算額、議会費及び議員数等の推移	30
4	所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会委員	31
5	審議会開催経過等	32
6	所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例	33
7	所沢市議会議員定数に関する議員アンケート	35
8	議員定数の算出根拠等について（諮問）	36

所沢市議会の議員定数の推移等について

期（年）	定数	人口（人） （各期初年 12月末）	議員一人 当たり人 口（人）	議員定数条例等	地方自治法 （議員定数関係箇所・改正経過等）
-	-	-	-	-	<p>●地方自治法（昭和22年04月17日、法律第67号）</p> <p>第91条 市町村の議会の議員定数は、左の通りとし、人口30万以上50万未満の市にあつては人口10万、人口50万以上の市にあつては人口20万を加えるごとに各、議員4人を増し、100人をもって定限とする。</p> <p>（略）</p> <p>5 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 30人</p> <p>6 人口5万以上15万未満の市 36人</p> <p>7 人口15万以上20万未満の市 40人</p> <p>8 人口20万以上30万未満の市 44人</p> <p>9 人口30万以上の市 48人</p> <p>議員の定数は条例で特に増減できる。但し、前項の定限度を超えることができない。</p>
-	-	-	-	-	<p>●S22.12.12（法律第169号）</p> <p>第91条第2項及び第3項を次のように改める。</p> <p>前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる。</p> <p>前2項の規定による議員の定数の変更は、総選挙の場合でなければ、これを行うことができない。</p> <p>第7条第1項又は第2項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、条例で、議員の定数を増減することができる。但し、新人口に基く第1項の議員の定数を超過して増加することはできない。</p> <p>前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。</p>
第1期 昭和25年 11月3日～ 26年4月30 日	30 (欠員2)	52,188 (国調)	1,739.6	議員法定数 (30人)	●S25.4.15（法律第101号） 第90条第2項及び第91条第3項中「総選挙」を「一般選挙」に改める。
第2期 昭和26年 ～30年	30	44,285 (27年)	1,476.2	議員法定数 (30人)	●S27.8.15（法律第306号） 第91条第4項中「第2項」を「第3項」に改める。
第3期 昭和30年 ～34年	36	56,518	1,569.9	議員法定数 (36人)	
第4期 昭和34年 ～38年	36	63,841	1,773.7	議員法定数 (36人)	

所沢市議会の議員定数の推移等について

期（年）	定数	人口（人） （各期初年 12月末）	議員一人 当たり人 口（人）	議員定数条例等	地方自治法 （議員定数関係箇所・改正経過等）
第5期 昭和38年 ～42年	36	77,105	2,141.8	議員法定数 (36人)	<p>●S40 3.29市町村の合併の特例に関する法律（法律第6号）</p> <p>（議会の議員の定数に関する特例）</p> <p>第3条 あらたに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行なわれる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の2倍に相当する数をこえない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（地方自治法第254条に規定する人口によるものとする。以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>3 前項の場合においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第5項及び第7項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。</p> <p>4 第2項の規定により定数が増加する場合において行なう選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第101条第3項中「地方自治法第91条第4項（議員の定数の増加）」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第3条第2項（編</p>



所沢市議会の議員定数の推移等について

期（年）	定数	人口（人） （各期初年 12月末）	議員一人 当たり人 口（人）	議員定数条例等	地方自治法 （議員定数関係箇所・改正経過等）
					<p>入合併の際の議会の議員の定数の増加）」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。）の日」とする。</p> <p>5 第1項又は第2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>（議会の議員の在任に関する特例）</p> <p>第4条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数をこえるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>1 あらたに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年をこえない範囲で当該協議で定める期間</p> <p>2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間</p> <p>2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。</p> <p>3 前条第5項の規定は、第1項の協議について準用する。</p>
第6期 昭和42年 ～46年	36	104,269	2,896.4	議員法定数 (36人)	
第7期 昭和46年 ～50年	36	148,668	4,129.7	議員法定数 (36人)	
第8期 昭和50年 ～54年	36	197,144	5,476.2	議員法定数 (36人)	
第9期 昭和54年 ～58年	40	229,783	5,744.6	議員法定数 (44人) ●昭和57年第3回 定例会で「所沢市 議会議員の定数を 減少する条例につ	

所沢市議会の議員定数の推移等について

期（年）	定数	人口（人） （各期初年 12月末）	議員一人 当たり人 口（人）	議員定数条例等	地方自治法 （議員定数関係箇所・改正経過等）
				いて」 の請願を賛成多数 で採択。 ●同年第4回定例 会で「所沢市議会 の議員の定数を減 少する条例制定に ついて」が提案さ れ、賛成多数で可 決。 ●議員定数44人 ⇒40人	
第10期 昭和58年 ～62年	40	258,281	6,457.0	●所沢市議会の議 員の定 数を減少する条例 による（40人）	
第11期 昭和62年 ～平3年	40	289,548	7,238.7	●平成2年第3回 定例会に「所沢市 議会の議員の定数 を減少する条例の 一部を改正する条 例制定について （40人⇒30人）」 が市長から提案さ れ、賛成少数で否 決。 ●同：「所沢市議会 の議員の定数を減 少する条例」の一 部改正議案が、議 員提出議案（18人） で提出され、賛成 多数で可決（40人 ⇒36人）。	
第12期 平成3年 ～7年	36	306,519	8,514.4	●所沢市議会の議 員の定数を減少す る条例による（36 人）	

所沢市議会の議員定数の推移等について

期（年）	定数	人口（人） （各期初年 12月末）	議員一人 当たり人 口（人）	議員定数条例等	地方自治法 （議員定数関係箇所・改正経過等）
第13期 平成7年 ～11年	36	320,612	8,905.9	●所沢市議会の議員の定数を減少する条例による（36人）	<p>●H11.7.16地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（法律第87号）</p> <p>第91条第1項中「左の通りとし、人口35万以上50万未満の市にあつては人口10万、人口50万以上の市にあつては人口20万を加えるごとに各々議員4人を増し、百人を以て定限とする」を「条例で定める」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。</p> <p>市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人口2千未満の町村 12人</li> <li>2 人口2千以上5千未満の町村 14人</li> <li>3 人口5千以上1万未満の町村 18人</li> <li>4 人口1万以上2万未満の町村 22人</li> <li>5 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人</li> <li>6 人口5万以上10万未満の市 30人</li> <li>7 人口10万以上20万未満の市 34人</li> <li>8 人口20万以上30万未満の市 38人</li> <li>9 人口30万以上50万未満の市 46人</li> <li>10 人口50万以上90万未満の市 56人</li> <li>11 人口90万以上の市 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあつては、96人）</li> </ol> <p>第91条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「、条例で」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。</p> <p>第91条に次の4項を加える。</p> <p>第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係</p>

## 所沢市議会の議員定数の推移等について

期（年）	定数	人口（人） （各期初年 12月末）	議員一人 当たり人 口（人）	議員定数条例等	地方自治法 （議員定数関係箇所・改正経過等）
					<p>市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めるときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。</p> <p>第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p>
第14期 平成11年 ～15年	36	328,418	9,122.7	<p>●平成13年第4回定例会で、「所沢市議会議員定数条例の制定について」が議員提出議案で提出され、全会一致で可決（H15.1.1施行）。</p> <p>●同：「所沢市議会の議員の定数を減少する条例」を廃止。 （法定上限数：46人）</p>	
第15期 平成15年 ～19年	36	336,737	9,353.8	<p>●所沢市議会議員定数条例による（36人） （法定上限数：46人）</p>	<p>●H16.5.26（法律第57号）第91条第7項中「第7条第1項」の下に「又は第3項」を加える。</p>
第16期 平成19年 ～23年	36	340,625	9461.8	<p>●所沢市議会議員定数条例による（36人） （法定上限数：46人）</p>	
（現在） 第17期 平成23年 ～27年	36	343,103	9,530.6	<p>●所沢市議会議員定数条例による（36人） （法定上限数：46人）</p> <p>●H24.4 議員定数のあり方について検討中。</p>	<p>●H23.4.28（法律第35号）第91条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同条第5項中「前2項」を「前項」に改め、同条第10項中「第7項」を「第5項」に改め、同条第2項及び第3項を削る。</p> <p>●法定上限数が撤廃される。</p>

\* 所沢市議会史等から作成

議員定数及び常任委員会の状況(中核市)

(各市HPより平成24年8月16日作成)

No.	市	人口(H24.8.1)	議員定数	議員一人当たり人口	常任委員全数	常任委員会の名称及び定数	備考
1	旭川市	351,569 7末	36	9,765.8	4	総務9、民生9、経済文教9、建設公営企業9	
2	函館市	277,372 6末	30	9,245.7	3	総務10、経済建設10、民生10	
3	青森市	300,821 6末	41	7,337.1	4	総務企画11、文教経済10、都市建設10、民生環境10	
4	盛岡市	295,003 6末	38	7,763.2	4	総務10、教育福祉10、産業環境9、建設9	
5	秋田市	321,762 71推計	39	8,250.3	4	総務9(10)、厚生10、教育産業10、建設9	
6	郡山市	328,518 7.1	40	8,213.0	4	総務財政9(10)、建設水道10、環境経済10、文教福祉10	
7	いわき市	330,436	37	8,930.7	5	総務7(8)、市民福祉7(8)、環境経済7(8)、建設6(8)、文教水道7(8)	現在34人/40(定数)
8	宇都宮市	514,360	47	10,943.8	5	総務10、厚生10、環境経済9、建設9、文教消防水道9	
9	前橋市	342,416 7末	38	9,010.9	4	総務11、教育福祉11、市民経済11、建設水道9(10)	現在43人(40+3)
10	高崎市	375,362 7末	38	9,877.9	4	総務教育11、保健福祉10、市民経済10、建設水道10	現在41人(合併多)
11	川越市	346,009	36	9,611.4	4	総務財政9、文化教育9、保健福祉9、産業建設9	
12	船橋市	611,848 7.1	50	12,237.0	5	総務10、健康福祉10、市民環境経済10、建設10、文教10	
13	柏市	401,830 7末	36	11,161.9	4	総務9、市民環境9、教育民生9、建設経済9	
14	横須賀市	414,012 7.1	41	10,097.9	4+1	総務11、生活環境10、教育福祉10、都市整備10、予算決算41	
15	富山市	422,041 7末	40	10,551.0	4	総務11、厚生11、経済教育10、建設10	現在38人/42(定数)
16	金沢市	451,497	40	11,287.4	5	総務8、経済環境8、市民福祉8、建設企業8、教育消防8	
17	長野市	386,931	39	9,921.3	4	総務10、福祉環境10、経済文教10、建設企業9	
18	岐阜市	418,767	41	10,213.8	5	総務9、産業8、厚生8、建設8、文教8	
19	豊田市	423,642	46	9,209.6	5+1	企画総務9(10)、生活社会9、教育次世代9、環境福祉9、産業建設9、予算決算45	
20	豊橋市	381,247 7.1	36	10,590.2	4	総務9、環境経済9、福祉教育9、建設消防9	
21	岡崎市	377,254	40	9,431.4	4	総務企画10、福祉病院10、環境教育10、経済建設10	
22	大津市	341,328	38	8,982.3	4+1	総務10、教育厚生10、生活産業9、施設9、予算決算37	
23	豊中市	391,381 71推計	36	10,871.7	4	総務9、文教9、建設水道9、環境福祉9	
23	高槻市	357,264 6末	36	9,924.0	4	総務消防9、都市環境9、福祉企業9、文教市民9	
24	東大阪市	503,409 6末	42	11,985.9	5	総務9、民生保健9、環境経済8、文教8、建設水道8	
25	姫路市	536,695 7.1	47	11,419.0	5	総務9、文教9、厚生10、経済10、建設9	
26	西宮市	484,665 推計	42	11,539.6	4	総務11、市民文教10(11)、厚生10、建設10	
27	尼崎市	450,518 7.1	44	10,239.0	5	総務消防9、文教9、健康福祉9、経済環境市民8、建設企業9	
28	奈良市	366,554	39	9,398.8	5	総務水道7、産業文教8、厚生8、環境消防8、建設8	
29	和歌山市	367,874	38	9,680.9	4	総務10、厚生9、経済文教10、建設企業9	
30	倉敷市	482,385 7末	43	11,218.3	6	総務7、市民環境8、保健福祉7、文化産業7、建設7、文教7	
31	福山市	472,779 7末	40	11,819.5	4	総務10、民生福祉10、文教経済10、建設水道10	
32	下関市	281,371 6末	34	8,275.6	4	総務9、経済8、文教厚生9、建設8	
33	高松市	420,147 推計	40	10,503.7	4	総務消防10、教育民生10、経済環境10、建設水道10	
34	松山市	518,076	45	11,512.8	6	総務理財8、文教消防7、市民福祉8、環境下水7、都市企業7、産業経済8	
35	高知市	341,665 71推計	34	10,049.0	4	総務8、建設8、厚生8、経済文教8	定数不明
36	久留米市	305,369	38	8,036.0	4	総務10、教育民生9、経済9、建設10	
37	長崎市	439,411 71推計	40	10,985.3	4	総務10、教育厚生10、環境経済10、建設水道10	
39	大分市	476,973 7末	46	10,369.0	5	総務10、厚生9、文教9、建設9、経済9	
40	宮崎市	402,292 推計	46	8,745.5	4	総務財政11(12)、文教民生11、建設企業11、市民経済11(12)	議長未、1辞
41	鹿児島市	607,024 71推計	50	12,140.5	5	総務消防10、市民健康福祉10、経済企業10、建設10、環境文教10	
	計	16,619,877	1,647	411,347.8			

## 議員定数及び常任委員会の状況(特例市)

(各市HPより平成24年8月14日作成)

No.	市	人口(H24.8.1)	議員定数	議員一人当たり 人口(人)	常任委 員会数	常任委員会の名称及び定数	備考
1	八戸市	240,316 6末	36	6,675.4	4	総務9、経済9、民政9、建設9	
2	山形市	254,268 7.1	35	7,264.8	4	総務9、厚生9、産業文教9、環境建設8	
3	水戸市	269,335 7.1	28	9,619.1	4	総務環境7、文教福祉7、産業水道7、都市建設7	
4	つくば市	216,728 7.1	33	6,567.5	4	総務9、文教福祉8、環境経済8、都市建設8	
5	伊勢崎市	211,111	32	6,597.2	4	総務8、文教福祉8、経済市民8、建設水道8	
6	太田市	220,305	34	6,479.6	4	総務企画9、教育福祉9、市民経済8、都市建設8	
7	川口市	580,255	45	12,894.6	4	総務12、福祉環境11、経済文教11、建設11	
8	所沢市	342,946 7末	36	9,526.3	4	総務9、市民環境9、教育福祉9、建設水道9	
9	越谷市	329,721 7.1	32	10,303.8	4	総務8、民生8、建設8、教育環境経済8	
10	草加市	244,191 7.1	30	8,139.7	3	総務文教10、福祉子ども10、建設環境10	
11	春日部市	240,232	32	7,507.3	4	総務8、厚生福祉8、建設8、教育環境8	
12	熊谷市	203,666	32	6,364.6	4	総務文教8、福祉環境8、市民産業8、都市建設8	
13	小田原市	196,912 7.1	28	7,032.6	3	総務9、厚生文教9、建設経済9	
14	大和市	230,868 推計	28	8,245.3	4	総務7、厚生7、文教市民経済7、環境建設7	
15	平塚市	259,606 7.1推計	30	8,653.5	4	総務経済8、環境厚生8、教育民生7、都市建設7	
16	厚木市	225,048 7.1	28	8,037.4	4	総務企画7、市民福祉7、環境教育7、都市経済7	
17	茅ヶ崎市	236,204 7.1	28	8,435.9	4	総務7、教育経済7、環境厚生7、都市建設7	
18	長岡市	280,978 7.1	38	7,394.2	4	総務11、文教福祉9、産業市民9、建設9	
19	上越市	204,009	32	6,375.3	4	総務8、厚生8、建設企業8、文教経済8	
20	福井市	268,568	32	8,392.8	4	総務8、建設8、教育民生8、経済企業8	
21	甲府市	196,036	32	6,126.1	4	総務8、民生文教8、経済建設8、環境水道8	
22	松本市	243,745	31	7,862.7	4	総務8、教育民生8、経済環境8、建設7	
23	沼津市	207,814	28	7,421.9	4+2	総務経済7、文教消防7、民生病院7、建設水道7、一般会計予算決算14、特別会計企業会計予算決算14	
24	富士市	260,339	36	7,231.6	4+2	総務市民9、文教民生9、環境経済9、建設水道9、(一般特別決算17、企業会計決算17)	
25	春日井市	309,068	32	9,658.4	4	総務8、文教経済8、厚生8、建設8	
26	一宮市	386,722 7.1	40	9,668.1	4	企画総務10、福祉健康10、経済教育10、建設水道10	
27	四日市市	313,743	36	8,715.1	4+2	総務9、教育民生9、産業生活9、都市・環境9、予算35、決算33	
28	吹田市	355,507 6末	36	9,875.2	4	財政総務9、文教産業9、福祉環境9、建設9	
29	枚方市	410,136 6末	34	12,062.8	4	総務8、文教8、厚生9、建設9	
30	茨木市	276,582	32	8,643.2	4	総務8、文教8、民生8、建設8	
31	八尾市	270,731	28	9,669.0	4	総務7、建設産業7、文教7、保健福祉7	
32	東屋川市	242,780	28	8,670.7	4	総務7、建設水道7、厚生7、文教7	
33	岸和田市	201,925	26	7,766.3	3	総務10、文教民生8、事業8	
34	明石市	296,615	31	9,568.2	4	総務8、文教厚生8、生活文化8、建設企業7	
35	加古川市	268,200 7.1	31	8,651.6	3	総務教育11、建設経済10、福祉環境10	
36	宝塚市	233,710 6末	26	8,988.8	3	総務9、文教生活9、産業建設8	
37	鳥取市	195,640 6末	36	5,434.4	4	総務企画9、福祉保健9、文教経済9、建設水道9	
38	松江市	207,234 7末	34	6,095.1	4	総務8(9)、教育民生8(9)、経済9、建設水道9	
39	呉市	242,403 7末	34	7,129.5	4	総務9、民生9、教育企業8、産業建設8	
40	佐世保市	258,865 7.1推計	36	7,190.7	4	総務9、都市整備9、文教厚生9、企業経済9	
	計	10,633,062	1,296	326,936.3			

議員定数及び常任委員会の状況(埼玉県内各市)

(各市HPより平成24年8月16日作成)

No.	市	人口(H24.5.1)	議員定数	議員一人当たり 人口(人)	常任委 員会数	常任委員会の名称及び定数	備考
1	さいたま市	1,241,010	60	20,683.5	5	総務12、文教12、市民生活12、保健福祉12、まちづくり12	予算20
2	川越市	345,655	36	9,601.5	4	総務財政9、文化教育9、保健福祉9、産業建設9	
3	蕨谷市	204,328	32	6,385.3	4	総務文教8、福祉環境8、市民産業8、都市建設8	
4	川口市	580,059	40	14,501.5	4	総務10、福祉環境10、経済文教10、建設10	
5	行田市	86,468	22	3,930.4	3	総務文教8、建設環境7、健康福祉7	
6	秩父市	68,011	22	3,091.4	4	総務7、建設7、生活産業7、文教6	
7	所沢市	343,054	4末	9,529.3	4	総務9、市民環境9、教育福祉9、建設水道9	
8	飯能市	82,281	21	3,918.1	3	総務7、厚生文教7、経済建設7	
9	加須市	116,940	32	3,654.4	3	総務11、民生教育11、産業建設10	
10	本庄市	80,620	22	3,664.5	3	総務7、建設産業7、厚生文教8	
11	東松山市	89,600	4.1	4,266.7	3	総務7、厚生文教7、経済建設7	
12	春日部市	240,288	32	7,509.0	4	総務8、構成福祉8、建設8、教育環境8	
13	狭山市	156,259	22	7,102.7	3	総務8、文教厚生7、建設環境7	
14	羽生市	56,589	14	4,042.1	2	総務文教7、都市民生7	
15	鴻巣市	120,561	26	4,637.0	4	政策総務7、文教福祉7、まちづくり6、市民環境6	
16	深谷市	147,102	26	5,657.8	4	総務6、市民産業7、福祉文教7、環境都市6	
17	上尾市	227,308	30	7,576.9	4	総務8、文教経済7、建設水道消防7、福祉8	
18	草加市	244,026	4.1	8,134.2	3	総務文教10、福祉子ども10、建設環境10	
19	越谷市	329,630	32	10,300.9	4	総務8、民生8、建設8、教育・環境経済8	
20	蕨市	72,596	18	4,033.1	3	総務6、環境福祉経済6、教育まちづくり6	
21	戸田市	126,672	26	4,872.0	4	総務6、文教・建設7、健康福祉7、市民生活6	
22	入間市	150,401	22	6,836.4	3	総務8、都市経済7、福祉教育7	
23	朝霞市	131,616	24	5,484.0	4	総務6、教育環境6、建設6、民生6	
24	志木市	71,859	15	4,790.6	3	総務5、市民環境5、文教都市5	
25	和光市	78,565	18	4,364.7	2	総務9、文教厚生9	
26	新座市	161,416	4.1	6,208.3	4	総務6、文教環境7、厚生7、建設経済6	
27	桶川市	75,860	19	3,992.6	3	総務6、民生経済6、建設文教7	
28	久喜市	156,009	34	4,588.5	4	総務財政市民9、環境建設水道8、福祉健康8、文教8	予算決算32
29	北本市	69,574	20	3,478.7	3	総務文教7、保健福祉6、建設経済7	
30	八潮市	83,969	22	3,816.8	3	総務文教7、建設水道7、福祉環境8	
31	富士見市	107,861	4末	5,136.2	3	総務7、文教福祉7、建設環境7	
32	三郷市	133,479	26	5,133.8	4	総務7、市民福祉7、文教経済6、建設水道6	
33	蓮田市	63,544	20	3,177.2	3	総務7、民生文教7、建設経済6	
34	坂戸市	101,198	22	4,599.9	3	総務文教7、市民福祉8、環境都市7	予算・決算各10
35	幸手市	54,217	15	3,614.5	3	総務10、文教厚生10、建設経済10	
36	鶴ヶ島市	69,963	18	3,886.8	3	総務6、産業経済6、文教厚生6	
37	日高市	57,752	18	3,208.4	2	総務福祉9、文教経済9	
38	吉川市	67,609	20	3,380.5	3	総務水道8、文教福祉6、建設生活6	
39	ふじみ野市	108,078	21	5,146.6	3	総務7、市民環境7、福祉・教育7	議会広報7
	計	6,702,027	981	6,831.8			

一般会計予算額、議会費及び議員数等の推移

単位 円

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考	
当初予算	一般会計(A)	81,720,000,000	84,150,000,000	76,200,000,000	78,700,000,000	81,300,000,000	81,670,000,000	83,100,000,000	83,734,000,000	87,330,000,000	87,800,000,000	
	うち議会費(B)	614,600,000	585,193,000	585,891,000	576,194,000	596,144,000	560,797,000	562,133,000	555,235,000	767,353,000	690,394,000	H23は、議員年金廃止に伴う共済給付員負担金が増額となった。
	内訳											
	議員費	436,454,000	428,241,000	428,165,000	416,686,000	439,144,000	410,890,000	411,121,000	407,413,000	604,613,000	530,383,000	
	議会事務費	178,146,000	156,952,000	157,726,000	159,508,000	157,000,000	149,907,000	151,012,000	147,822,000	162,740,000	160,011,000	給与費を含む。
構成比(B/A)	0.75%	0.70%	0.77%	0.73%	0.73%	0.69%	0.68%	0.66%	0.66%	0.88%	0.79%	
決算	一般会計(C)	79,091,281,617	86,051,416,059	74,878,948,750	80,583,615,793	81,524,583,706	81,394,071,794	87,511,458,620	87,770,224,332			
	うち議会費(D)	546,111,894	555,749,772	558,518,375	558,732,310	557,342,234	538,672,250	539,189,334	533,798,779			
	内訳											
	議員費	391,925,092	406,448,730	409,172,706	407,063,054	406,307,848	402,876,167	399,931,291	391,378,988			
	議会事務費	154,186,802	149,301,042	149,345,669	151,669,256	151,034,386	135,796,083	139,258,043	142,419,791			給与費を含む。
構成比(D/C)	0.69%	0.65%	0.75%	0.69%	0.68%	0.66%	0.62%	0.61%				
年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考	
人口(人、各年3月末現在)	335,487	336,150	336,609	337,883	339,058	340,203	340,967	341,750	342,214	343,054		
議員現員数(人、4月現在)	36	36	35	35	36	34	34	33	36	36	H15、19、23は改選時	
議員一人当たり人口(人)	9,319.1	9,337.5	9,617.4	9,653.8	9,418.3	10,006.0	10,028.4	10,356.1	9,505.9	9,529.3		
議員一人当たり議会費(円)	17,072,222.2	16,255,361.1	16,739,742.9	16,462,685.7	16,559,555.6	16,494,029.4	16,533,323.5	16,825,303.0	21,315,361	19,177,611	予算ベース	
議員一人当たり議会費(円)	15,169,774.8	15,437,493.7	15,957,667.9	15,963,780.3	15,481,728.7	15,843,301.5	15,858,509.8	16,175,720.6			決算ベース	
職員数(人、4月現在)	2,737	2,720	2,699	2,671	2,637	2,605	2,562	2,524	2,469	2,437	特別職を除く。常例定数2,819人、H19(4.24現在)	
うち事務局職員数(人)	11	13	13	13	13	13	12	12	11	11	常例定数14人	

\* 特別職：再任用職員と併記。

議員報酬の推移

単位 円

年度	平成4年度～	平成8年度～	平成24年度	備考
議長(1人)	600,000	660,000	660,000	H8以降変更なし
副議長(1人)	530,000	580,000	580,000	同上
議員(34人)	510,000	560,000	560,000	同上
予算額	204,120,000	221,640,000	243,370,000	正副議長交代による調整額を含む。

H3 4,54万円、49万円、47万円  
H元 2,47万円、44万円、40万円

\* 10月から

政務調査費の推移

単位 円

年度	平成8年度～	平成15年度～	平成24年度	備考
金額(年額)	720,000	840,000	840,000	H23に、月額70,000円と条例全部改正
うち会派交付分	240,000	0	0	
予算額	25,920,000	30,240,000	30,420,000	

\* H6からH12までは、「会派調査研究費交付金交付要綱(H5.2.8施行)」により、市長が予算の範囲内において定めた額とし、2名以上の会派に交付していた。それ以前は、「市政調査研究交付金交付要綱(S55制定)」により交付。地方自治法改正によりH13.3月に条例化し、同年4月から会派(1人の場合を含む。)に年額24万円、議員に月額49万円の交付とした。H15.4からは100分の30に相当する額以内の額を会派共用費として使用可と条例改正。



## 所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会委員

会 長 廣 瀬 克 哉

会長職務代理者 新 井 喜代子

委 員 江 藤 俊 昭

委 員 渡 辺 良 雄

委 員 本 橋 辰 哉

## 審議会開催経過等

平成24年 2月24日 平成24年3月定例会に、議員提出議案第1号「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例について」を上程、全会一致で可決する。

平成24年 2月29日 「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例」公布

平成24年 5月14日 所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会（第1回）開催

平成24年 6月 6日 全議員を対象としたアンケート調査を実施（実施期間：6月14日まで）

平成24年 6月14日 常任委員会・広聴広報委員会正副委員長ヒアリング実施

平成24年 7月30日 所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会（第2回）開催

平成24年10月22日 所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会（第3回）開催

平成24年11月29日 浜野好明議長に答申書を提出

平成24年12月31日 「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例」失効

## 所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例

(平成24年条例第1号)

### (設置)

第1条 所沢市議会基本条例(平成21年条例第1号)第23条の規定に基づく附属機関として、所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会(以下「審議会」という。)を置き、その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、所沢市議会(以下「議会」という。)の議員定数のあり方に関する必要な事項について、議会の諮問に応じて審議し、及び議会に意見を申し出ることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、知識経験を有する者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成24年12月31日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議事をつかさどる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 審議会の会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会会議の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

## 所沢市議会議員定数に関する議員アンケート

所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会での議論の充実のため、所沢市議会議員の皆様の、議員定数のあり方に関するご意見を伺いたく、下記の通りアンケートを作成いたしました。ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会会長 廣瀬克哉

1. 所沢市議会議員のあるべき定数をどのようにお考えですか？下記からひとつ選んでください。

①現状よりも増やすべき ②現状よりも減らすべき ③現状通り

①または②の場合に、具体的なあるべき人数があれば記入してください。

(            ) 人

2. 上記の答を選ばれた理由、あるべき議員定数を考える際に、考慮すべきと思われる点についてご記入ください。

ご協力どうもありがとうございました。



所 議 第 1 2 9 号  
平成 2 4 年 5 月 1 4 日

所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会

会 長 廣 瀬 克 武 様

所沢市議会議長 中 村 人



議員定数の算出根拠等について（諮問）

所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例（平成 2 4 年条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

### 1 諮問事項

所沢市議会の議員定数を検討するうえで、その前提となる議員定数の根拠等について

### 2 諮問理由

所沢市議会においては、市民の負託に応え、市民生活の向上、市政の伸展を目指し、二元代表制の下、議会としての役割を果たすとともに、平成 2 1 年 3 月には、所沢市議会基本条例を制定し、さまざまな議会改革を行っている。

こうしたなか、平成 2 3 年 5 月 2 日に公布され、同年 8 月 1 日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 3 5 号）」により、人口に応じて定められていた議員定数の法定上限が撤廃された。

現在、所沢市議会の議員定数は、所沢市議会議員定数条例により 3 6 人と定めているが、前記のとおり法定上限数が撤廃されたため、市民への説明責任を果たすためにも、議員定数のあり方を明確にしていくことが求められているため。

### 3 諮問要旨

所沢市議会として相応しい議員定数のあり方を決定するにあたり、その前提となる議員定数の算出根拠等について諮問するものである。

## 議員定数の算出根拠等について（答申）

平成 24 年 11 月

所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会

事務局 所沢市議会議会運営委員会

〒358-8501

所沢市並木一丁目 1 番地の 1

TEL 04(2998)9256

FAX 04(2998)9222

E-mail a9256@city.tokorozawa.saitama.jp